

<第1章 総則>

第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人社会運勢学会（以下本学会とする）の会員となった法人、団体または個人に適用されます。

第2条（会員）

本学会の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、本学会の会員制度への入会を申し込み、本学会が承認したものを会員といたします。会員とは、本学会の正会員をいいます。正会員は、本学会の認定を受け、本学会の目的に賛同し、別途定める会費を納める個人により構成されます。

<第2章 入会>

第3条（申し込み）

入会を希望するものは、本学会指定の方法（Web 申込/メール）に必要事項を記入の上本学会に提出し、入会を申し込むものとします。

第4条（会費）

1. 本学会の入会費・年会費は以下に定める通りとします。（2017年7月現在）

入会金 ¥3,000（初年度のみ/非課税） | 年会費 ¥5,500（内、事務手数料¥500/非課税）

2. 会費は年会費とし、入会申込時、及び特定の会員資格の更新時まで支払うものとします。

3. 会費およびセミナー参加費用等は、本学会が指定する金融機関口座への振込みによる方法で支払うものとします。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とさせていただきます。

4. 会員から本学会への特段の請求がない場合は、銀行が発行する振込についての証明書、クレジットカード明細などをもって領収書にかえるものとします。

5. 会員が既に納入した会費などについては、その理由に如何を問わず、これを返還しないものとします。ただし、入会時に於ける入会承認が不成立の場合は、速やかに返金します。返金に伴い振込み手数料等が発生した場合は、手数料等をすでに入金している額より差し引くものとします。

第5条（入会申し込みの不承認）

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

- ・入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- ・入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
- ・過去に本学会から会員資格を取り消されたことがある場合
- ・その他、本学会が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合
- ・反社会的勢力と判断された場合

第6条（会員資格有効期限）

会員資格有効期限は、本学会の事業年度（7月1日～翌年6月30日）の1年間とします。

第7条（会員の特典）

1. 本学会の会員は、資格の有効期限内は下記の特典を受けることができます。
 - ・会員カードの配布（入会時）
 - ・会員バッジの配布（入会時）
 - ・本学会の催す各種の学術的会合への出席申込ができる。
 - ・本学会の発行する会誌や宣伝チラシなどの配布を受けることができる。
 - ・本学会の配信する動画サイトの限定閲覧権を一部有する。
 - ・会員は本学会の研究発表会に講演申し込みすることができ、審査を経て発表することができる場合もある。
2. 特典については通知なく内容を変更、中止又は、終了することがあります。

第8条（会員証）

1. 年会費を受領確認後、会員に「会員カード」を交付、発送いたします。
2. 会員カードは、本人のみに有効となります。会員証を第三者に対して譲渡、貸与することはできません。
3. 会員は会員特典などを受ける際、本学会に会員カードの提示を求められたときには、速やかに提示するものとします。会員カードを提示しない場合は特典が受けられないことがあります。
4. 会員は、会員カードを紛失、盗難にあった場合は、本学会に連絡するものとします。
5. 会員が会員カードの再発行を希望する場合、別途手数料1,000円を支払うことで会員カードを再発行します。

第9条（各種変更届け）

会員は本学会に申請している届出事項(氏名・住所・電話・Eメール等)に変更が生じた場合、速やかに連絡するものとします。ご連絡が無い場合、重要なお案内が届かないことがあります。本学会は責任を負いません。

第10条 (退会手続き)

1. 会員は本学会をいつでも退会することができます。ただし、1か月以上前に本学会に対しての予告を必須とします。
2. 退会に伴い、既に振込みした年会費の返金はいたしません。
3. 更新通知に記載する期日までに次年度の年会費の振込が無い場合は、自動的に退会となります。

第11条 (退会手続き)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

- ・退会したとき
- ・除名されたとき
- ・総社員の同意があったとき。
- ・正当な理由なく、3ヶ月以上会費を滞納したとき
- ・会員が、上記該当時点で発生している会費その他の債務等、本学会に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しません。債務については、その一切を一括して履行するものとします。会員が上記資格喪失事項に該当することで本学会が損害を被った場合、本学会は会員に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第12条 (会員資格の取り消し)

会員が次に該当すると認めた場合、本学会は会員資格を取り消すことが出来るものとします。

- ・本学会の名誉を著しく傷つける行為や本学会の目的に反する行為があったと本学会が認めた場合
 - ・会員へのサービスや特典において、サービスや特典ごとに定められる規約に違反があった場合または疑わしき場合
 - ・会費の支払いが期日より1ヶ月以上遅滞した場合
 - ・会員が死亡又はその団体が解散した場合
 - ・法令及び公序良俗に反する行為を行った場合
 - ・反社会的勢力及び反社会的勢力と思われる団体または個人との関わりが判明した場合、及びその疑いが持たれた場合

・本規約及びその他本学会が定める規約に違反及び会員資格を取り消す正当な事由がある場合

第13条（個人情報の取扱い）

1. 本学会のプライバシーポリシーに準じます。
2. 運営で知り得た会員の個人情報を、会員管理や各種関連情報を配信及び発送のほか個人を特定しない統計、分析データとして利用いたします。
3. 上記以外の目的には決して使用いたしません。

<第3章 認定講師資格>

第14条（認定講師資格とは）

この資格は、気学・社会運勢学に関する正しい知識を有し、その時々々の社会状況に沿った気学的鑑定を正確に行える人材を社会に輩出することを目的とします。

第15条（資格の認定）

本学会の主催する「社会運勢学会認定講師資格試験」を合格し、本学会に対し所定の誓約書その他認定申請書類の提出する他、以下に定めるライセンス料を納めた後、本学会から認定証を交付することで資格の取得とします。

ライセンス料 | ￥100,000（課税対象）

第16条（資格試験）

1. 本学会は、本学会会員を対象として、「社会運勢学会認定講師資格試験」を実施します。
2. 受験料は基本的に￥6,500ですが、別途会場を用意する必要がある場合は受験料の変更があるものとします。
3. 開催は基本的に年に2回としますが、受験希望者がいない場合などはこの限りではありません。

第17条（認定講師の権利）

認定講師は、以下のような権利を有します。

- ・認定証の受理
- ・「社会運勢学会認定講師」の肩書きの使用認可
- ・本学会のロゴの宣伝利用。
- ・本学会のロゴ入り名刺の作成（有償にて本学会で作成します）。

- ・本学会の配信する動画サイトの限定閲覧権を一部有する。発行する会誌に投稿することができ、審査を経て掲載することができる。

- ・会員は本会の研究発表会に講演申し込みすることができ、審査を経て発表することができる。

- ・気学的な疑問・質問を、Webを通し本学会理事へすることができ、回答を得ることができる。

第18条（認定講師資格の有効期間/更新）

1. 本学会認定講師資格の有効期間は、認定証の交付日から2年間とします。

2. 更新は2年間で所定の単位数を取得した上、ライセンス更新料を納めることで更新とします。単位数は、本学会の主宰する、もしくは本学会の認定する指定の講座を受講して頂くことで取得していきます。各講座により、一回につき取得できる単位数は変動します。

第19条（認定講師資格の喪失）

認定講師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、16条に定める権利、その他の資格を喪失します。資格を喪失した場合、以降「社会運勢学会認定講師」の肩書きの使用やロゴの使用を一切禁じます。

- ・本学会会員資格を退会、または喪失した場合。

- ・本学会認定講師として、技術的、または人道的に不適格と認める相当の事由が発生した場合。

- ・本学会の名誉を著しく傷つける行為、または認定講師としての品格を損なう行為があったと本学会が認めた場合

- ・17条に定める更新を期日までに行わなかった場合。

<第3章 著作権の扱い>

第20条（著作権の扱い）

1. 本学会が会員に対して提供する各種のコンテンツ(本学会ロゴ・画像・資料・情報などを含む)に関する著作権は本学会に帰属するものといたします。これを許可無く著作権法等の法律で認められている範囲を越えて他のコンテンツに転載、コピー、頒布、配信する行為など一切を認めません。

2. 本サイトに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権は、全て本学会その他の権利者に帰属しておりこれらを侵害する行為は法律で禁止されています。

<第3章 その他>

第21条（規約の改訂）

本学会は、事前に予告することなく本規約を変更することができるものとします。ただし、本学会は改訂した規約についてすみやかに会員に公示するものとします。

第22条（本学会の終了）

本学会は、6ヶ月前までに会員に対して告知することにより、本学会の判断にて本学会を閉会し、会員に対するサービス提供を中止することができるものとします。

第23条（その他）

本規約に定めのない事項または、本規約の解釈について疑義が生じた場合には、本学会が決するものとします。

第24条（所轄裁判所）

本学会に関する会員と本学会との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意所轄裁判所とします。

第25条（規約の発効）

本規約は、2017年10月1日より効力を発します。